

【機密性2情報】

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人愛護会 岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢491	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,679,000	18,368,000	93.3%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人若竹会 岩手県宮古市和見町8番32号	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	24,789,000	19,357,000	78.1%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人千晶会 岩手県盛岡市上太田六口53番地	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	29,968,000	23,949,000	79.9%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人平成会 岩手県一関市幸町8番6号	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	24,180,000	20,974,000	86.7%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人修倫会 岩手県久慈市長内町18地割14番地1	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,696,000	19,586,000	99.4%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 岩手県盛岡市高松三丁目7番33	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	30,234,000	30,232,000	100.0%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人カンオヘア障連 岩手県二戸市石切字川原28番地7	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,691,000	19,691,000	100.0%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人大洋会 岩手県大船渡市立根町字下欠125番地15	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,623,000	15,723,000	80.1%	0				
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	社会福祉法人翔友 岩手県釜石市鴉住居町25地割13番地43	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	24,732,000	17,964,000	72.6%	0				
高齢者活躍人材育成事業委託	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会 岩手県盛岡市中央通二丁目2番5号	「高齢者活躍人材育成事業委託要項」において、各都道府県シルバー人材センター連合会に委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	21,244,000	21,244,000	100.0%	0	公社		都道府県所管1者	
岩手労働局職業対策課分室(助成金相談コーナー)の賃貸借契約	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	株式会社盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	12,192,353	11,962,224	98.1%	0				
釜石労働基準監督署事務室賃貸借	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	東日本電信電話株式会社 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	9,291,633	6,480,000	69.7%	0				
ハローワーク盛岡菜園庁舎事務室清掃業務	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	株式会社ザイマックスアルファ 東京都中央区築地一丁目13番10号	契約相手方が指定する清掃業者との契約が入居条件となっているため。 会計法第29条の3第4項	3,074,893	2,921,184	95.0%	0				
ハローワーク盛岡菜園庁舎、ハローワーク盛岡職業修了者等就職支援室賃貸借	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	株式会社トライフォース 神奈川県横浜市西区北幸二丁目2番1号	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	41,844,924	33,433,416	79.9%	0				
奥州パーソナル・サポート・センター(県南総合就業支援拠点)賃貸借契約	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月1日	株式会社水沢クロス開発 岩手県奥州市水沢区字横町2番地1	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,319,011	1,113,528	84.4%	0				
盛岡公共職業安定所来客用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	有限会社東盛商事 岩手県盛岡市東新庄二丁目26番8号	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	11,897,280	8,553,600	71.9%	0				
一関公共職業安定所来客用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	個人 岩手県一関市	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	2,460,922	1,580,040	64.2%	0				
水沢公共職業安定所来客用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	個人 岩手県奥州市	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	2,270,436	1,684,800	74.2%	0				
給与等システムソフトウェア使用承諾・ソフトウェア保守及びハード機器保守	支出負担行為担当官 菊池宏二 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	平成29年4月3日	コンピュータ・システム株式会社 京都市上京区笹屋町千本西入笹屋丁目273番3	システム使用許諾権、所有権及び著作権は、開発者であるコンピュータシステム㈱のみに帰属していることから、他社が保守を行うことが不可能なため。 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	2,051,568	1,484,568	72.4%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更すること(所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる)。